

越谷市社会を明るくする運動・青少年非行化防止推進委員会設置要綱

平成22年3月12日

(設置)

第1条 法務省が主唱する「社会を明るくする運動」及び内閣府主唱の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」における越谷市の運動の実施と推進を図るため「越谷市社会を明るくする運動・青少年非行化防止推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を設置する。

(組織)

第2条 推進委員会は、別表に掲げる機関及び団体の代表者または選出者をもって組織し、委員長及び副委員長2名をおく。

2 委員長は越谷市長をもって充て、推進委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員の互選により選出し、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第4条 推進委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理し、子ども家庭部青少年課がこれに協力する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか推進委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に組織された越谷市社会を明るくする運動・青少年非行化防止推進委員会は、この要綱により組織されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

越谷市社会を明るくする運動・青少年非行化防止推進委員会構成団体

越谷市、越谷市議会、越谷市教育委員会、越谷地区保護司会、越谷警察署、越谷地区更生保護女性会、青少年育成越谷市民会議、越谷市自治会連合会、越谷市社会福祉協議会、越谷市民生委員・児童委員協議会、越谷市子ども会育成連絡協議会、越谷市青少年育成推進委員協議会、越谷市青少年指導員連絡協議会、越谷市PTA連合会、越谷市青少年相談員協議会、越谷市内高等学校長会、越谷市中学校長会、越谷市小学校長会、埼玉県警察福祉協会越谷支部